

事務連絡
令和2年4月23日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指雅 啓

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の
感染予防、健康管理の強化について（周知依頼）

標記について、厚生労働省労働基準局長から、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者に対して別紙通知文の周知をお願いいたします。

なお、「2 職場における感染予防対策の徹底について（3）在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業種・職種についての留意事項 イ」（P6）に旅客・貨物運送事業の運転者等の感染防止について記載があります。

また、別添2に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」および別添3に「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」について記載がありますのでご参考としてください。

担当：企画・労務部 田知花
電話：03-3216-4015